

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱に係る事務処理要領

第1 目的

この要領は、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱(以下「要綱」という。)の事務処理に関し必要な事項を定める。

第2 登録名簿及び登録証

要綱第3第1項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士名簿の様式は、様式第1号によるものとし、第3第2項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証の様式は、様式第2号によるものとする。

第3 応急危険度判定士の登録申請

要綱第3第1項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録申請書の様式は、様式第3号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 顔写真2枚 登録の申請の前6か月以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身、無背景のもの。大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートル。写真の裏面に氏名を記入すること。
- 2 建築士免許証の写し。ただし、更新申請の場合は不要
- 3 他の都道府県で登録又は認定を受けている応急危険度判定士は、それを証する書類の写し
- 4 その他、知事が必要と認める書類

第3の2 建築士以外で知事が認める者

要綱第3第1項の規定によるその他知事が認める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の58第1項による建築基準適合判定資格者
- 2 建築基準法第12条第1項による特定建築物調査員
- 3 建築士試験に合格している者
- 4 官公庁で建築行政に関する実務の経験年数が3年以上の者

第4 登録更新の申請

要綱第3第4項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士の登録更新の申請は、第3の規定を準用する。

第5 登録事項変更の届出

要綱第5の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届出の様式は、様式第4号によるものとする。

第6 登録の取消しの申請

要綱第6第1項第2号の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録抹消申請書の様式は、様式第5号によるものとする。

第7 再交付の申請

要綱第7の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書の様式は、様式第6号によるものとし、汚損した場合にあってはその登録証を添付するものとする。

第8 名簿の保管等

要綱に係る事務処理及び宮城県被災建築物応急危険度判定士登録名簿の保管は、土木部建築宅地課において行う。

附 則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年9月13日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。